第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第九条　省令第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者等

二　平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　平成二十八年熊本地震による災害により被害を受けた食品製造事業者等

四　平成二十八年熊本地震による災害により被害を受けた中堅企業等

五　平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

六　平成二十八年熊本地震により被害を受け、又は平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者に対して資金融通を行う大企業（当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含む。次条第七項において同じ。）

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項から第七項までに定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5　前条第四号又は第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6　前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

7　前条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十一条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項から第五項までに定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第九条第一号に掲げる者（熊本県内に事業所を有し事業活動を行い、かつ、当該事業所が平成二十八年熊本地震による災害により直接の被害を受けたもの（以下この章において「直接被害者」という。）及び直接被害者と直接の取引関係にある者に限る。第四項において同じ。）を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第九条第二号に掲げる者（直接被害者と直接若しくは間接の取引関係にある者及び九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。以下同じ。）に事業所を有する者に限る。次項及び次条第二項第三号において同じ。）を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に規定するものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンを原資とする債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

5　第二項及び第三項に規定する場合においては、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として八年以内、第三項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項から第五項までに定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、平成三十年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（直接被害者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二　第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者（直接被害者に限る。）の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四　第九条第四号に掲げる者のうち中堅企業であって、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（直接被害者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け